

発注情報詳細(物品・委託等)

入札方法	入札書の持参による（公募型指名競争入札）				
件名	令和7年度 通訳・翻訳業務委託				
納入／履行場所	横浜市内及び東京都内など				
納入／履行期間等	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで				
入札参加資格	営業種目	① 令和5、6年度横浜市一般競争入札有資格者名簿(物品・委託等)において、「603その他業務」の細目D「翻訳」・細目E「通訳」を第1順位に登録していること。 ② 参加意向申出書の提出期限から受託者候補者の特定の日まで、「横浜市指名停止等措置要綱（平成16年4月1日）」の規定による停止措置を受けていないこと。			
	所在地区分	市内・準市内・市外			
	企業規模区分	大企業、中小企業			
	その他	別紙のとおり			
提出書類	①公募型指名競争入札参加意向申出書 ②入札参加資格（その他）の[1][2][3][4]全てを証する書類（書式自由） ③会社概要（本社・支社、所在地、従業員数、資本金、代表者氏名、担当者氏名等）				
設計図書	当ウェブサイトに掲載				
入札参加申込締切日時 及び提出方法	令和7年3月5日（水）17時（必着） ①持参（下記発注担当課職員に直接手渡すこと） ※持参の場合は、各日9時00分から17時00分まで（土日・祝日を除く）。 ②書留郵便（宛先は下記発注担当課） ※書留郵便の場合は、発送日に下記発注担当課へ必ず電話連絡すること。				
	指名・非指名通知日				
質疑締切日時 及び提出方法	令和7年2月25日（火）17時 Eメールで所定の書式により発注担当課へ提出すること。 ※Eメール送信後は、到達について発注担当課へ必ず電話連絡すること。	回答期限 及び方法	令和7年2月27日（木）17時 当ウェブサイトに掲載 ※質問者に対する個別回答は行いません。		
入札及び開札日時	令和7年3月19日（火）11時00分				
入札及び開札場所	横浜市庁舎内会議室（横浜市中区本町6丁目50番地の10）				
支払い条件	前金払	しない	部分払		
停止条件	この契約は、令和7年度横浜市各会計予算が令和7年3月31日までに横浜市議会において可決された上、同年4月1日以降に契約書を交換することによって確定します。				
注意事項	① 入札書又は見積書には、消費税法第9条第1項規定の免税事業者であるか課税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載すること。なお、落札者決定に当たっては、入札書又は見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切捨てた金額）をもって落札価格とします。 ② 1回目の入札で落札者が決まらない場合は、その場で2回目の入札を実施しますので、予備の入札書を数枚ご用意ください。				
発注担当課	国際局グローバルネットワーク推進課（横浜市中区本町6丁目50番地の10 市庁舎31階） 電話：045-671-4704 FAX：045-664-7145 Eメール：ki-global@city.yokohama.lg.jp				
契約事務担当課	発注担当課と同じ				

入札参加資格（その他）

[1] 会社実績

- ・通訳と翻訳の双方に関し、次に掲げる言語全てについて自社の業務実績があり、かつ自社で業務対応が可能であること。
英語、フランス語、ドイツ語、スペイン語、中国語（繁体字及び簡体字）、ハングル、ロシア語
- ・過去3年間において毎年、本市または国・他の自治体等公的機関からの依頼による、通訳・翻訳の実績があること。

[2] 通訳

1で掲げた言語全てに関し、次の全てに該当する能力と資質を有する通訳者による通訳が可能であること。

- ・国際政策、国際経済、国際技術協力等の専門分野の知識、外交儀礼に関する知識、公的マナーを十分備え、元首・大使・首長等ハイレベルな政策決定者への通訳実績（面会、国際会議、講演等）が5年以上あること。
- ・英語については概ね年間50回以上、英語以外の言語については各言語概ね年間10回程度の通訳実績があること。

[3] 翻訳

1で掲げた言語全てに関し、次の全てに該当すること。

- ・正確で分かりやすく論理的に翻訳した書簡、広報物、講演原稿、国際会議の報告書等の専門文書の翻訳実績が5年以上あること。
- ・英語については概ね年間50件以上、英語以外の言語については各言語概ね年間10件程度の翻訳実績があること。
- ・外国語を日本語に翻訳する場合、また日本語を外国語に翻訳する場合、ネイティヴチェック（目標言語を母語とする者による翻訳・確認・校正）を必ず行うことできること。

[4] 検査評定（業務成績に関する評価）

- ・本件と同様の通訳・翻訳業務実績に関し、過去5年にわたり自治体・官公庁等の検査評定（業務成績に関する評価）で、「業務履行上支障があった」旨の指摘を受けたことがないこと。

以上